

木更津都市計画地区計画の変更（木更津市決定）

都市計画請西千束台地区地区計画を次のように変更する。

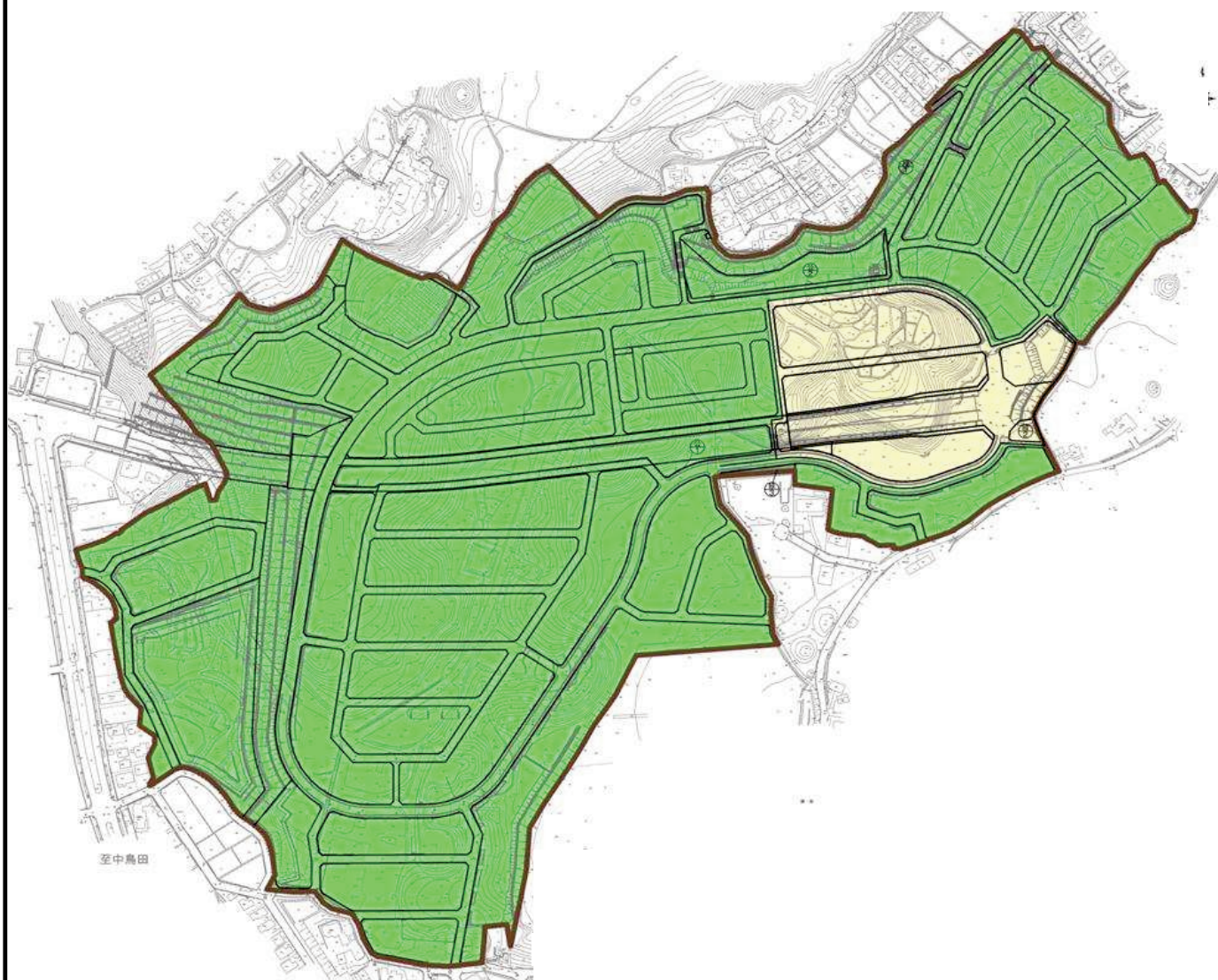
名 称		請西千束台地区地区計画			
位 置		木更津市千束台一丁目及び千束台二丁目の全部の区域並びに真舟一丁目の一部の区域			
面 積		約23.4ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、ＪＲ内房線木更津駅から南東約1.5キロメートルに位置し、周辺の市街地環境と調和した住居系新市街地の形成を目指して、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が行われている区域である。 このため、地区計画を導入することにより、ゆとりある良好な住環境の新市街地の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針		本地区の土地利用を住宅地区、センター地区に区分し、それぞれ次の方針により良好な住環境の新市街地を形成するものとする。 １．住宅地区 主として戸建住宅等により、周囲の都市景観と調和した良好な住宅地の形成を図る。 ２．センター地区 主として生活利便施設を適切に配置し、地域住民の利便性を高め、快適で良好な住環境の形成を図る。		
	地区施設の整備方針		土地区画整理事業により、道路、公園などの公共施設が整備されるので、これらの維持・保全を図る。		
	建築物等の整備方針		１．住宅地区 建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限により、住宅地として良好な環境の形成を図る。 ２．センター地区 建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限により、周辺の住宅地に配慮した、良好な環境の形成を図る。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	住宅地区	センター地区
			地区の面積	約21.1ha	約2.3ha
		建築物等の用途の制限		—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 １．畜舎 ２．ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設
		建築物の敷地面積の最低限度		165㎡	330㎡
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線（隅切部分は除く）までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、物置、車庫については、この限りではない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線（隅切部分は除く）までの距離は、1.0m以上とする。
		かき又はさくの構造の制限		かき又はさくを下記１に規定する範囲内に設置する場合は、生け垣、フェンスその他これらに類する構造とする。 ただし、下記２に規定するものにあつてはこの限りでない。 １．かき又はさくの構造の制限を受ける範囲は、次のとおり。 （１）壁面の位置の制限の範囲 （２）隣地境界線から50cm未満の範囲 ２．ただし書きにより、設置を認めるかき又はさくは、次のとおり。 （１）コンクリート造、ブロック造、石垣、レンガ造等これらに類する構造で、高さが1.2m以下のもの （２）門柱、門の袖（高さ、長さ共に2m以下）等 （３）法又は条例等に基づき設置するもの	

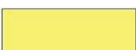
「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

「かき又はさくの構造の制限」等の項目について、運用基準、内規を踏まえたわかりやすい表現とするため、地区計画を変更する。

請西千束台地区 地区計画



- | | |
|---|---------------|
|  | 地区計画区域・地区整備計画 |
|  | 住 宅 地 区 |
|  | センター 地区 |



0 100 200m